

# 令和6年度くらしのまると相談事業 会議体全体図(案)

## 葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会

- ・ 包括的な支援体制の整備の推進に関する事項
- ・ 重層的支援体制整備事業の推進に関する事項
- ・ 地域福祉計画の策定に関する事項

年2回開催（計画策定年度は4回程度）

有識者・地域・各部の横断的な会議

事業の成果検証  
重層的支援会議から抽出された課題の検討  
地域との連携強化

【委員】

R5.10現在

学識経験者  
関係機関（児童・福祉、保健医療、教育・青少年、関係施設・団体）  
区（福祉部長、政策経営部長、地域振興部長、健康部長、子育て支援部長、児童相談部長、都市整備部長、教育次長）

報告

## 葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会

- ・ 推進委員会の所掌事項にかかる必要な調整及び検討

【参加者】

R5.10現在

福祉部長、くらしのまると相談課長、政策企画課長、地域振興課長、福祉管理課長、高齢者支援課長、地域包括ケア担当課長、障害福祉課長、障害援護担当課長、介護保険課長、西生活課長、地域保健課長、青戸保健センター所長、子ども・子育て計画担当課長、児童相談課長、子ども家庭支援課長、住環境整備課長、学校教育支援担当課長

報告

## 分科会

（仮称）地域づくり支援分科会<年2回>

地域団体・関係各課を中心とした部会

各団体の活動内容等の報告（情報共有）

地域課題の把握

課題への対応策の検討

【参加者】くらしのまると相談課、高齢・障害・子ども（教育含む）、健康部門の個別支援実務を担う課の職員、社会福祉協議会、地域活動団体（10名予定）など

重層的支援会議<年4回>

プラン承認者を中心とした会議

支援会議で策定したプランの適切性の評価

プラン終了時の評価

プラン検討の過程における地域資源・制度の充足性の確認

【参加者】くらしのまると相談課長、高齢・障害・子ども（教育含む）、健康部門の個別支援実務を担う課の課長 など

支援会議<随時開催>

支援担当者を中心とした会議

個別事案の検討とプランの策定

関係者同士の情報共有

継続的なモニタリング

（社会福祉法106条6）

【参加者】くらしのまると相談課支援係長、支援担当者（区・民間）、本人、親族等関係者、オブザーバー（弁護士・公認心理士・医師などの専門職）